

05 法務省(構造改革特区第23次・地域再生第10次 検討要請)

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1002010	アジア諸国から訪問介護員の受け入れのための入国許可	<p>アジア諸国からの訪問介護員(ヘルパー講座2級研修生⇒以後初任者研修生という)受け入れのための規制緩和。</p> <p>出入国管理及び難民認定法の規制によって、初任者研修生として入国することや、研修終了後実習生として働くことができない。</p> <p>これらを可能にするため、初任者研修生に対する在留資格の新設を要望する。また在留期間を介護施設での実習2年を含めて3年間としての規制改革を要望する。</p>	<p>【提案理由】2025年には介護職員は現在の1.5倍(250万人)が必要と見込まれ、今後13年間に100万人の介護職員の育成が必要と言われている。介護労働者を供給する大学、専門学校、高校の福祉分野においては志願者がなく学部閉鎖が相次いでいる。</p> <p>一方アジア諸国からは介護先進国日本への期待が高い。日本のヘルパー講座は学問的にもカリキュラムの内容や体系的にもアジア諸国の介護研究者から高い評価を得ている。</p> <p>アジア諸国では日本のヘルパー講座で介護の基礎知識を学ばせたいとの要望が強い。日本が抱える深刻な介護労働力不足の現実とアジア諸国からの介護教育への熱い視線などを考えると規制改革によって介護研修生の受け入れは将来的にも双方にとって有意義なことである。</p> <p>福岡に限定した本特区提案が実現すればアジアとの連携強化を標榜している福岡県並びに福岡市としても極めて有意義なことである。</p> <p>【具体的事業の実施要領】アジア諸国から訪問介護員研修生を受け入れて、以下の要領で初任者研修を行う。</p> <p>① 予め現地面接により、日常会話などの日本語能力を判断し(日本語検定3～4級を目標)、研修生を選抜する。</p> <p>② 研修生は来日後1年間は「日本語」と「介護のための日本語」を受講した後「初任者研修講座」を受講する。</p> <p>③ 資格取得後日本の介護施設で2年間実習生(労基法に基づく介護労働者)として働く。</p> <p>④ 3年経過後は原則母国へ帰国する。</p> <p>⑤ 年間の受け入れ人数を100名以内とする。</p>	「訪問介護員初任者研修生の海外からの受け入れ」	株式会社インターアジア	福岡県	法務省 厚生労働省